

応募・申し込みに関すること

番号	Q(質問)	A(回答)
1	川口市内にある歩道橋は全て応募対象なのでしょうか。	市が管理する歩道橋のうち、桁の有無及び寸法により愛称等の標示が可能な歩道橋を対象としております。詳しくは関連ダウンロードファイル「対象歩道橋一覧」をご覧ください。
2	歩道橋の近くに会社がない場合でも応募できますか。	歩道橋の近くに会社等があるかどうかは、応募資格として問いませんので、ぜひご応募ください。
3	1者が複数の歩道橋に応募することは可能でしょうか。	同時に複数の歩道橋への申し込みが可能です。この場合2箇所目からは、申請書に添付する添付書類はコピーでも構いません。
4	愛称標示中の歩道橋は、次のエントリーはいつから出来ますか。	契約満了日の6ヶ月前から川口市のホームページ上で募集します。事前にお問い合わせいただければ、契約満了の予定日をお答えします。ただし、予定日が変わることもございます。

パートナーの審査に関すること

番号	Q(質問)	A(回答)
1	パートナーはどのように決めるのでしょうか。	市が定める審査会において、審査基準(提案された契約料・地域貢献活動の提案等)に基づき決定します。
2	応募者が1者だけでも審査会にかけるのでしょうか。	応募者が1者の場合でも審査会に諮ります。
3	継続の場合でも審査会にかけるのでしょうか。	継続の場合も審査会に諮ります。

パートナーの地域貢献活動に関すること

番号	Q(質問)	A(回答)
1	地域貢献活動とは具体的にどのようなことでしょうか。	応募予定の歩道橋やその周辺の清掃(ゴミ拾い等)や、積雪時の除雪などを想定しております。また、その他もありませんでしたらぜひご提案ください。

愛称の工事に関すること

番号	Q(質問)	A(回答)
1	愛称の施工及び消去は誰が行うのですか。	愛称の標示及び消去に関わる工事については、道路法第24条による道路工事施工承認申請の承認を受けた上で、パートナー側(パートナー又はパートナーから工事を請負った業者)にて施工していただきます。 なお、工事の際は、道路交通法第77条第1項による警察署長の道路使用許可も併せて必要となります。

標示箇所について

番号	Q(質問)	A(回答)
1	橋脚や手摺部分など、桁以外の箇所に愛称を標示することは出来ますか。	愛称の設置可能箇所は桁部分のみとさせていただきます。

愛称の規格に関すること

●内容・構成について

番号	Q(質問)	A(回答)
1	愛称として歩道橋に標示できる内容を教えてください。	企業・団体等名、商品名、ロゴマーク、キャッチフレーズ等を愛称とすることができます。但し、愛称とともに既存名称も併せて標示していただきますので、応募する際の標示イメージには、「愛称+既存名称(〇〇歩道橋)」としてください。 なお、既存名称の無い歩道橋の場合は、「愛称+川口市」としてください。
2	応募を希望する歩道橋の桁部分に、「△△歩道橋」と既に標示されています。この位置に愛称を標示することは可能ですか。	既存の標示を一度消去又はシールで隠す等してその上に愛称を標示することは可能ですが、名称の撤去時に元の状態に復旧していただきます。
3	愛称が長くなるので2段書きで標示しても良いですか。	標示は1段書きとしてください。
4	愛称と既存名称の字体は、統一しなければなりませんか。	統一する必要はありません。但し、既存名称の文字の字体や大きさは変更しないでください。
5	歩道橋の表面と裏面で違う愛称を標示できますか。	愛称+既存歩道橋名が、正式な歩道橋名称となりますので、両面同じ愛称としてください。

●大きさ・面積について

番号	Q(質問)	A(回答)
1	文字数や文字の大きさ、ロゴマークの大きさに制限はありますか。	愛称の標示可能面積は、歩道橋桁部分の片面につき最大5㎡までとなります。但し、標示可能面積に既存名称(〇〇歩道橋)は含めません。また、1文字の大きさは最大50cm角(縦50cm×横50cm)までとし、ロゴマークの大きさも同様に最大50cm角までとなります。 なお、文字と文字のスペースや文字とロゴマークのスペースも標示可能面積(5㎡)に含みます。
2	「既存名称が標示されていない歩道橋は、「川口市」と標示する」とありますが、その場合の大きさの決まりはありますか。	愛称の後に「川口市」と標示する文字の字体及び大きさは、愛称と統一してください。

●色について

番号	Q(質問)	A(回答)
1	幕状のシールを貼り付ける工法で標示する場合、下地の色を現在の歩道橋の色と違う色にしても良いですか。	下地は現状の歩道橋の色と同じ色にしてください。また、白抜文字やそれに類するものは不可とさせていただきます。
2	愛称の色は1色までしか使えないのですか。	文字部分(愛称及び既存名称)で1色、ロゴマークで1色、合計で最大2色までお使いいただけます。但し、ロゴマークが複数の色で商標登録されている場合はこの限りではありません。

パートナーの契約に関すること

番号	Q(質問)	A(回答)
1	パートナー候補者に決定後、どれくらいの期間で愛称標示できますか。	審査会后パートナー候補者に決定した企業・団体には、市との最終協議を経た後に契約を締結していただきます。契約後、道路工事施行承認申請手続や所管の警察署へ道路使用申請をお願いします。手続きが済んでから着工になりますが、パートナー候補者に決定後、概ね3~4カ月を見込んでおります。
2	契約の更新を希望する場合、次期契約に関して「優先的に交渉することができる」となっていますが、どのように優先されるのですか。	現契約期間の最終年度に更新(継続)の意向をいただければ優先的に交渉を行い、条件の合意により継続して契約いただくことができます。 なお、次期契約の条件は、下記のとおりになります。 ①現契約(契約料及び契約期間)と同等以上 ②更新時の優先は初回のみ(2回目の更新時は公募対象となります)
3	なぜ契約期間を3年以上としているのですか。	頻繁に愛称を変更することは、利用者に混乱を招くと考えられるため、原則3年以上とさせていただきます。また、更新の際にはパートナーに優先交渉権を与えることで、できるだけ愛称が変わらないように配慮します。
4	最長何年まで契約できますか。	契約期間の上限は設けておりません。

費用に関すること

番号	Q(質問)	A(回答)
1	パートナーが負担する費用について教えてください。	パートナーにご負担いただくのは主に以下の費用です。 ・応募申込みにかかる費用(提出書類の準備費用等) ・契約料 ・愛称デザイン作成、標示及び消去工事費用 ・契約期間中の名称部分の維持管理費用(汚れた場合の清掃等)
2	「契約料 月額15,000円以上」の「以上」とは、どういう意味ですか。	命名権の取得を希望する歩道橋に対して、妥当と思われる金額を「契約料」としてご提案いただきまして、その際の最低金額が「月額15,000円(消費税別途)」となります。 なお、ご提案いただいた契約料は、パートナー選定の審査項目の一つとなります。
3	契約料は、毎月払いですか。	契約期間内の各年度分を一括でお支払いいただくこととなります。 なお、契約料は、市が納入通知を行ってから20日以内にお支払いいただきます。